

ふるさとの 未来のための その一票

平成29年度勝山市明るい選挙啓発標語コンクール 最優秀賞 成器西小5年 野邊 円華さんの作品

第48回衆議院議員総選挙
第24回最高裁判所裁判官国民審査

公示日 平成29年10月10日(火)

投票日 10月22日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

第 8 投票区 大矢谷公民館
第11投票区 北谷町コミュニティセンター
は午後6時まで

勝山市選挙管理委員会事務局 ☎88-1116

選挙は、私たち国民が政治に参加する最も重要な機会です。一人ひとりが自覚と良識をもって一票を投じましょう。



明るい選挙キャラクター福井県版「めいすいサウルス」

衆議院議員総選挙は、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙に加え、最高裁判所裁判官国民審査があります。勝山市は、福井県第1区選挙区です。

次の順に投票します。

小選挙区選出議員選挙
(ピンク色の投票用紙)
候補者個人名を記載して投票します。

←

比例代表選出議員選挙
(あざぎ色の投票用紙)
政党名もしくは略称を記載して投票します。

←

国民審査
(うぐいす色の投票用紙)
不信任の裁判官に×を記載して投票します。

勝山市で投票できる方

- 年齢要件
平成11年10月23日以前に生まれた方投票日当日において満年齢18歳に達している方
- 住所要件
・平成29年7月9日以前に勝山市に住民登録し、引き続き勝山市に居住していること

期日前投票について

投票当日、仕事や旅行などで都合の悪い方は、期日前投票制度をご利用できます。その場合は、選挙期日に投票できない理由を選択する「宣誓書」をご記入いただきます。

入場券をお持ちください。印鑑等は不要です。

宣誓書は事前に記入の上お越しいただくこともできます。市ホームページからのダウンロードもしくは各公民館に備え付けの宣誓書用紙をご利用ください。

◆期日前投票ができる期間

期 間 ▼10月11日(水)～21日(土)
午前8時30分～午後8時
投票場所 ▼市役所1階の期日前投票所(中央公園側入口)

からだの不自由な方へ

1 郵便等による不在者投票ができます
身体に重度の障がいのある方は「郵便等による不在

障がいの部位 手帳など	両下肢・体幹・移動機能	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	免疫・肝臓
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1級から3級まで
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症まで (両下肢・体幹)	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで (肝臓)
介護保険の被保険者証	介護保険法の被保険者証の要介護状態区分が要介護5		

者投票」の制度があります。身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けている方で、障がいの程度が右表に該当する方が申請できます。

郵便等投票証明書の交付申請郵便などによる不在者投票を行うためには、「郵便投票証明書」(7年間有効。要介護5の方を除く)の交付を受ける必要があります。

2 代理投票について

勝山市選挙管理委員会で常時受け付けています。

また、本人に代わって、あらかじめ届出のあった代理記載人が投票用紙に書くことができる代理記載制度もあります。利用できるのは、郵便等投票証明書の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚障害1級または戦傷病手帳に上肢もしくは視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの記載がされている方です。

3 点字投票について

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。点字器および点字の候補者等の名簿も投票所に備えつけてあります。

みなさんの投票場所はここらです (第2投票区のきたこども園は旧北保育園です。)

投票区名	施設の名 称	投 票 区 の 区 域
第1投票区	勝山市役所	元町1丁目、本町1丁目～4丁目、栄町1丁目～5丁目、沢町1丁目
第2投票区	きたこども園	沢町2丁目、芳野町1丁目～2丁目、長山町1丁目～2丁目
第3投票区	成器西小学校	昭和町1丁目～3丁目、旭町1丁目
第4投票区	成器南幼稚園	元町2丁目～3丁目、立川町1丁目～2丁目
第5投票区	旭町2丁目区民会館	旭町2丁目～3丁目、旭毛屋町
第6投票区	猪野瀬公民館	片瀬、片瀬町1丁目～2丁目、猪野口、若猪野、高島、毛屋町、毛屋、西高島、猪野、平泉寺町岡横江
第7投票区	平泉寺公民館	平泉寺、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、神野、経塚
第8投票区	大矢谷公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野
第9投票区	福祉健康センター「すこやか」	郡町1丁目～3丁目、郡、滝波町1丁目～5丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、芳野
第10投票区	栃神谷公民館	栃神谷、暮見、野向町薬師神谷
第11投票区	北谷町コミュニティセンター	中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、杉山、谷
第12投票区	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第13投票区	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第14投票区	荒土小学校細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第15投票区	北郷公民館	西妙金島、檜曽谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第16投票区	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第17投票区	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、出村
第18投票区	遅羽公民館	下荒井、崎崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島

・平成29年6月9日～10月8日に勝山市から転出した方のうち、転出前において連続3か月以上居住歴があること(該当になる方は転出先へ通知します)

※成年被後見人の方も投票できます

市内で住所を
変更された方の投票所

平成29年9月28日から投票日までの間に、勝山市内で転居届を出された方は、入場券に記載されている元の住所地の投票所で投票してください。

入場券を郵送します

入場券は、世帯ごとに1通のハガキ(1通に4人分まで)となっています。有権者が5

投票日には
サイレンが鳴ります

投票日当日は、投票開始の午前7時と投票所閉鎖1時間前の午後7時(ただし、第8・11投票区を除く)に、公民館などでサイレンを鳴らします。

勝山市教育会館で
即日開票

開票の参観をご希望の方は、当日の午後8時30分から教育会館玄関前で受け付けます。
開票開始時間▶午後9時～
開票場所▶勝山市教育会館
参観者▶200人まで



人以上の世帯には、2通以上のハガキが届きます。

入場券は公示日から3日以内に郵便でお届けします。なお、入場券を忘れても、本人確認のうえ投票できますが、確認作業のためお時間をいただきます。